

○地球環境の保全①

1. 地球温暖化対策の推進

分野	目標	NO.	施策	所管課	決算額 (千円)	23年度の施策推進状況	市評価
低炭素まちづくりの推進	市内の二酸化炭素の総排出量を、国の方針に基づき、1990年度比25%削減すること その他の温室効果ガスの排出量を抑制すること	1	公共交通の利用促進(市コミュニティバス)	交通課	19,043	<p>運行当初に採用したCNG車の老朽化に伴い、トータル面のリスクを考慮し、騒音規制適合車・ポスト新長期排出ガス規制適合車・交通バリアフリー法適合車(低床バス車)を1台購入した。</p> <p>コミュニティバス事業の全体の利用状況は、路線別での増減はあるが、ほぼ横ばいとなっている。また、平成23年度に「東村山市地域公共交通会議」を設置し、コミュニティバスの利用促進・既存路線の改善・新規路線の検討など、「東村山市公共交通を考える会」の報告書にあるさまざまな課題を解決するため、コミュニティバス事業を市民・交通事業者・市の3者協働でおこなっていくためのコミュニティバスに関するガイドラインを作成することとなった。</p> <p>●利用者数:432,106名 (3路線4系統の全路線)</p>	A
		2	自転車利用の促進	道路管理課	53,409	<p>市道の拡幅改良事業は地権者の理解と多額の費用を要するため、現在は狹隘道路の拡幅改良工事を実施計画に基づき計画的に進めています。狹隘道路の拡幅改良事業を図ることで、施策の「自転車利用の促進」を推進しています。</p>	
		交通課	<p>自転車利用の促進を図るため、より市民が利用しやすい駐輪場運営をめざし指定管理者とともに取り組んでいる。利用台数については、東村山駅西口地下駐輪場の定期利用者数は年間平均で1,095台/月、一時利用者の一日当たり利用数は年間平均で511台/日である。同様に、久米川駅北口地下駐輪場の定期利用者数は901台/月、一時利用者数は503台/日となっている。市HPや各駐輪場が行っているPR、満空状況配信システム稼働(一部の指定管理者)により、一定の周知がされたことで、さらに利用しやすくなり、東村山駅西口地下駐輪場においては利用台数は前年度から横ばいであるがほぼ満車状態であり、また久米川駅北口地下駐輪場については大きく利用台数の増加が図れた。</p>				
		3	地産地消、旬産旬消の推進	産業振興課		<p>東村山市第2次農業振興計画中の4つの重点事業の内の一つ、「地産地消の推進」(新たな市(いち)の開設、直売所の新設)に基づき、平成23年12月より、毎月第3日曜日、久米川駅北口イベント広場にて、朝市(マルシェ久米川)を開催し、市民が四季折々の市内産農産物を手取りできるようなした。</p>	
		4	建築物・住宅の敷地や周辺の緑化推進(敷地内緑化、屋上緑化、壁面緑化)	みどりと環境課	287	<p>生垣設置補助:3件 34m 壁面緑化:つる植物 160本</p>	
		5	機器等に含まれるフロン類の適正処理の推進	ごみ減量推進課		<p>冷蔵庫・エアコン等のフロンガスを含む家電製品の廃棄を希望する方には、市で処理できないことを伝え、処理業者の紹介等の啓発に努めた。</p>	
		6	その他、地球温暖化対策に関わる各種助成等の制度構築検討	みどりと環境課		<p>省エネ機器(CO2冷媒ヒートポンプ給湯器・潜熱回収型給湯器・ガス発電給湯器・燃料電池)の補助制度を開始した。</p>	

○地球環境の保全②

1. 地球温暖化対策の推進

分野	目標	NO.	施策	所管課	決算額 (千円)	23年度の施策推進状況	市評価
再生可能エネルギーの利用促進	再生可能エネルギー・未活用エネルギーの利用が図られていること	7	太陽光発電の導入の普及啓発	みどりと環境課	2,825	平成22年度と同様、市報および市ホームページにて、住宅用太陽光発電システム設置工事費補助制度を市民に周知している。	B
		8	太陽光発電設置の助成	みどりと環境課	5,899	住宅用太陽光発電システム設置工事費補助制度において補助実績は62件、設置補助を実施した(申請件数147件)。補助金の交付額は1件あたり設置工事費の1/3で上限金は10万円。	
		9	太陽熱利用、その他の再生可能エネルギー利用設備の導入の普及	みどりと環境課		東京都の創エネルギー機器等導入事業および集合住宅等太陽熱導入促進事業において、太陽熱利用システム設置に対する補助が行われている。	

○地球環境の保全③

2. 省エネルギー・省資源の推進

分野	目標	NO.	施策	所管課	決算額 (千円)	23年度の施策推進状況	市評価
省エネルギーの推進	省エネルギーが徹底されていること	10	省エネルギー行動の啓発・省エネルギー製品の情報提供、購入の促進	みどりと環境課		東京都の中小事業者向け省エネ診断制度や、九都県市の地球温暖化防止キャンペーン等のポスター掲示、パンフレット配布等、省エネに関する情報提供を行っている。	B
		11	エコドライブの普及啓発、指導	みどりと環境課		東京都において、エコドライブ推進プロジェクトを実施している。市においては、エコオフィスプラン東村山研修会を通じて、エコドライブの普及啓発・徹底をエコリーダー職員に呼びかけた。	
		12	燃料電池、高効率給湯機器の導入促進	みどりと環境課	1,375	平成23年度より、住宅用省エネルギー機器設置費補助金事業を開始した。	
省資源の推進	省資源が徹底されていること	13	節水の啓発	みどりと環境課		都において、パンフレットやホームページによる節水のPRが行われている。 市庁舎においては、エコオフィスプランで節水の励行を定め、エコリーダー研修会を通じ職員に周知している。	B
		14	事業者等への雨水・中水利用の促進	下水道課		平成23年7月1日より、「東村山市雨水貯留・浸透施設等設置助成規則」の一部見直しを行い、浸透施設設置不適地内に建物を持つ個人に対しては、雨水貯留槽設置費用の助成を開始したが、事業者に対しては特段の施策を講じていない。 中水利用については、1件の事業主よりその希望を出されたが、雨水のみでは安定的な水量の確保が困難なことから、その後これを取り下げた。	
		15	省資源行動の啓発・省資源製品の情報提供、購入の促進	みどりと環境課		エコオフィスプラン東村山研修会を通じて、グリーン購入の啓発や購入の促進をエコリーダー職員に呼びかけた。	
		16	食品廃棄物の発生抑制	ごみ減量推進課		ごみの減量を進めるにあたって、各家庭における生ごみの減量は重要であり、食品廃棄物の発生抑制については、HPや配布チラシなど啓発活動により市民意識の向上を図った。	

○生活環境の保全①

1. 大気汚染、水質汚染、土壌汚染の防止、化学物質の適正管理

分野	目標	NO.	施策	所管課	決算額 (千円)	23年度の施策推進状況	市評価
大気汚染対策	以下の項目について、環境基準に適合していること ①二酸化窒素(NO2)濃度 ②浮遊粒子状物質(SPM)濃度 ③微小粒子状物質(PM2.5)濃度 ④ダイオキシン類濃度 ⑤VOC4項目濃度(ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン) 以下の項目について、低減していること ⑥VOCの大気への排出量(都条例・PRTR法対象項目中のVOC)	17	沿道大気調査	みどりと環境課	630	二酸化窒素(NO2)調査を、市内交差点等20ヶ所で年4回実施した。 (調査地点は平成22年度と同様) 全ての測定箇所、測定結果において環境基準に適合した(0.06ppm以下)。	B
		18	廃棄物屋外焼却禁止の徹底	みどりと環境課		市では、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第126条、同条例施行規則第62条、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2、同法施行令第14条に基づき、屋外焼却、基準を満たさない焼却炉の使用に対して指導を実施している。また、市ホームページの「野焼き等の焼却行為禁止」において、屋外焼却が禁止されている旨を記載している。本年度は18件の屋外焼却の苦情があり、全てに指導を行い解決した。	
		19	渋滞解消のための道路構造改善の推進(右折レーンの設置、道路と鉄道の立体交差)	道路管理課		西武鉄道の連続立体交差化計画の進捗に伴い、久米川第3号踏切(鷹の道)/東村山第2号踏切(化成小学校付近)/東村山第3号踏切(ふるさと歴史館付近)の踏切や接続道路について道路構造等の検討を進めています。 市道の拡幅改良事業は地権者の理解と多額の費用を要するため、現在は狭隘道路の拡幅改良工事を実施計画に基づき計画的に進めています。 上記の事業を推進することで、背景の「渋滞解消のための道路構造改善の推進」を図っています。	
				まちづくり推進課		<連続立体交差化計画> 東村山駅付近の5か所の踏切除却に向け、事業主体である東京都による連続立体交差化計画の都市計画案及び環境影響評価書案の説明会が10月に開催された。	
		20	低公害・低燃費車の普及と拡大の促進	みどりと環境課		都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第35条及び同条例施行規則第17条では、200台以上の自動車所有する者に義務を課しており、当市では200台未満の所有の為、低公害車導入計画は作成していないが、地球温暖化対策等率先行動計画「エコオフィスプラン東村山」において、低公害車の購入基準を記載している。 エコオフィスプラン東村山研修会を通じて、低公害車・低燃費車の普及促進をエコリーダー職員に呼びかけた。	
		21	光化学スモッグの原因となる揮発性有機化合物(VOC)の排出削減の啓発	みどりと環境課		都のVOC対策セミナーやVOC対策アドバイザー制度について、パンフレット配布等により情報提供を行っている。	
		22	ディーゼル車の排出ガス対策の推進	みどりと環境課		東京都環境確保条例及びNOx・PM法に基づいて、東京都ではディーゼル車の規制及び違反者の取り締まりを行っている。当市では、東京都が作成したチラシを公共施設に置いている。	
		23	一般大気・自動車排出ガスの常時観測の実施	みどりと環境課		東京都により、自動車排出ガス測定局(新青梅街道東村山)におけるSPMと二酸化窒素(NO2)の常時観測が実施されている。	
24	微小粒子状物質(PM2.5)の排出源・観測データ収集	みどりと環境課		東京都により、自動車排出ガス測定局(新青梅街道東村山)におけるSPMと二酸化窒素(NO2)の常時観測が実施されている。			

分野	目標	NO.	施策	所管課	決算額 (千円)	23年度の施策推進状況	市評価
水質汚染対策	以下の項目について、環境基準に適合していること ⑦生活環境項目の濃度 ⑧健康項目の物質濃度 ⑨ダイオキシン類濃度	25	公共用水域水質調査	みどりと環境課	1,659	空堀川(2地点 年4回)、北川(5地点 年2回)、前川(5地点 年2回)、出水川(3地点 年2回)、野火止用水路(1地点年2回)において標記調査を実施している。	B
		26	下水道未接続事業所・家庭等への接続の徹底指導	下水道課	16	平成22年度末の未接続世帯:805世帯(浄化槽:624世帯、汲み取り181世帯)に対し、平成23年度末の未接続世帯:746世帯(浄化槽:600世帯、汲み取り146世帯)と59世帯の減 平成23年度は、萩山町地域の未接続世帯に対し下水道への接続を促す文書の送付を行なった。下水道への新たな接続件数は、平成22年度のおよそ4割程度であった。	
		27	事業所の排水について監視、測定、指導	みどりと環境課		「水質汚濁防止法」にて、新たに有害物質を使用する特定施設を設置する場合等に設置届を提出することを義務付けている。また、環境確保条例に基づき、工場、指定作業場を規定し水域区分ごとに特定事業場からの排出水の有害物質の基準を定めている。	
土壌汚染対策	以下の項目について、環境基準に適合していること ⑩ダイオキシン類濃度 ⑪土壌の汚染が未然防止または浄化されていること	28	有害物質取扱事業者への指導	みどりと環境課		4有害物質取扱事業者が営業を継続するなど、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第116条に基づく土壌汚染状況が不可能なため、調査を猶予した。また、条例第117条で東京都が面積3000㎡以上の土地を造成等を行うものに義務付けている有害物質調査については、対象者が3者あったが、いずれも土地利用履歴調査の段階で汚染の恐れなしの結果であった。	B
		29	土壌汚染の実態や対策に係る情報の開示	みどりと環境課		「土壌汚染対策法」にて、有害物質使用施設を廃止した場合等、土壌汚染状況調査をすることや、一定規模以上の土地の形質変更の際に届出することを義務付けている。また、土壌汚染対策に関する情報を提供するため、「土壌汚染対策セミナー」等を開催している。	
化学物質の適正管理	⑫ 製品や製造工程における有害化学物質の使用、製品や廃棄物への移動が減少していること ⑬ 減農薬・減化学肥料・無農薬・無化学肥料による農業が推進されていること ⑭ 使用中の建築物からのアスベスト飛散が防止されていること ⑮ 建築物解体時のアスベスト飛散が防止されていること ⑯ 環境への有害化学物質の排出・移動量が減少していること(都条例・PRTR法対象項目) ⑰ PCB廃棄物による汚染が未然防止または浄化されていること	30	有害化学物質の使用・排出等の把握	みどりと環境課		毎年度、都が化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)に基づく排出量等の届出を、市が東京都環境確保条例に基づく使用量等の届出を受け付け、把握を行っている。	B
		31	低VOC製品(塗料他)の優先的な使用、普及啓発	みどりと環境課		都においてVOC対策セミナー等が開催されており、市では事業者への周知協力等を行っている。	
		32	建築物等の解体時のアスベスト飛散防止対策の啓発、指導	みどりと環境課		大気汚染防止法および東京都環境確保条例に基づき、アスベスト含有建築物等解体の届出受付および指導を行っている。延べ面積2,000㎡以上の建築物は都、2,000㎡未満の建築物は市が窓口となっている。	

○生活環境の保全③

2. 都市生活型公害への取り組み

分野	目標	NO.	施策	所管課	決算額 (千円)	23年度の施策推進状況	市評価
騒音・振動対策	①騒音レベルが環境基準・要請限度に適合していること ②工場、建設作業、店舗や家庭からの騒音の苦情を発生させないこと ③振動レベルが要請限度に適合していること ④工場、建設作業から振動の苦情を発生させないこと	33	道路環境調査	みどりと環境課	418	市内の主要な道路3地点(鷹の道、江戸街道、府中街道)において、道路交通騒音・振動調査を実施した。騒音、振動調査の結果、昼間と夜間の区分においていずれも要請限度に適合していた。	B
		34	事業所等への指導	みどりと環境課		工場、事業所等からの騒音苦情は16件、振動苦情は2件で、すべてに指導を行い解決した。	
		35	低騒音舗装の採用	道路管理課		昨年度(平成22年度)同様に、道路の維持補修工事が主であるため、低騒音舗装での道路改修工事は実施していない。	
都市生活型公害への取り組み	事業場や下水等からの悪臭の苦情を発生させないこと カラオケ・近隣騒音等の苦情を発生させないこと 市民の喫煙マナーが向上していること	36	<悪臭防止>事業所等への指導	みどりと環境課		事業所からの悪臭苦情は、1件で、すべてに対応し、解決した。	B
		37	<悪臭防止>家庭への啓発	みどりと環境課		家庭からの悪臭の苦情は3件ですべてに対応し、解決した。	
		38	<カラオケ・近隣騒音等の防止>事業所等への指導	みどりと環境課		カラオケ店等から発生した都市生活型騒音苦情は4件ですべてに対応し、解決した。	
		39	<カラオケ・近隣騒音等の防止>家庭への啓発	みどりと環境課		家庭から発生した都市生活型騒音苦情は6件ですべてに対応し、解決した。	
		40	<路上喫煙の防止、喫煙マナーの向上>市民への啓発	みどりと環境課	3,590	平成20年6月1日施行した「東村山市路上喫煙等の防止に関する条例」の条例施行周知・啓発キャンペーンを実施した。路上喫煙等防止指導員による巡回指導やシルバー人材センター会員による啓発活動を実施した。秋津駅・新秋津駅間に貼り付けてある路上喫煙等防止啓発路面シートの一部貼り替えを行った。	

○生活環境の保全④

3. ごみの減量・資源化、適正処理の推進

分野	目標	NO.	施策	所管課	決算額 (千円)	23年度の施策推進状況	市評価
ごみの減量・資源化の推進	発生抑制・排出抑制・再使用を推進し、ごみ総量が減少されていること 可燃ごみ、不燃ごみなどの分別の徹底などを図り、資源化率を高めていること 事業者の排出ごみの減量・再利用が図られていること 店頭回収の拡大が図られていること 古紙・ダンボール等の集団資源回収が推進されていること リサイクルショップの活動の拡充が図られていること 生ごみの資源化が促進されていること フリーマーケットなどの充実が図られていること	41	ごみ分別の徹底、ごみ減量の啓発	ごみ減量推進課	6,513	ごみ見聞録(年2回)、ごみと資源の出し方・分け方、収集カレンダー等の発行、ホームページを活用することのより、分別の徹底、ごみ減量の啓発を行った。店頭、自治会への出前講座を通じて市民、事業者へ直接、ごみ分別の徹底、ごみ減量の啓発を行った。出前講座実施回数・・・51回 集合住宅で廃棄物減量等推進員の協力を得ながら管理人・オーナー・入居者に対して分別、収集日等のルールなどの排出指導、説明会を開催した。・・・6回 学校への出前授業を実施することで児童・生徒の家庭でごみ分別の徹底、ごみ減量の関心を高められるようにした。 出前授業実績・・・7校	B
		42	事業者のごみの減量、再利用の推進	ごみ減量推進課		3000㎡以上の事業所に対して、事業用建築物における廃棄物の減量及び再利用に関する計画書の提出を求め、計画書に基づき聞き取り調査を行い、減量及び再利用の推進、指導を行った。 市民収集を行っている事業所に対しては、回収事業者の検査(不適正物が搬入されていないか。)をすることも、分別の徹底、及び再利用の促進の指導を行った。 少量排出事業所に対しては、現地確認を行い、減量及び再利用の推進、指導を行った。	
		43	店頭回収の拡大の促進	ごみ減量推進課		レジ袋削減の推進施策とあわせて店舗等に対するアンケートを実施し実態把握した。 未実施の店舗を調査し、直接訪問して協力依頼を行い、既実施店には品目の拡大を働きかけた。 協力店舗を媒体で紹介した。(ホームページ・ごみ見聞録・ごみの分け方・出し方) (H23目標 18店舗 H23実績 19店舗)	
		44	古紙・ダンボール等の集団資源回収の推進	ごみ減量推進課	17,424	資源回収を楽しくすすめる会と連携をとり、各イベント参加及びアクリルたわし講習会等を通じてPRを行った。 回収品目にアルミ缶を追加し、回収量の増加を図った。 (H23目標 123団体 H23実績 127団体)	
		45	リサイクルショップの活動の充実	ごみ減量推進課	3,774	美住リサイクルショップ運営委員が中心となりごみ減量の啓発活動として講習会、「夢ハウスまつり」などのイベント事業等を実施した。既存事業で好評なものを継続しつつ、さらにリサイクルショップの集客力をあげる工夫を行った。また新規で「お宝ハンター」を実施したり、空きスペースを利用した新規事業への検討も行った。 (H23美住リサイクルショップ来客数 16,380人)	
		46	生ごみの資源化の促進	ごみ減量推進課	734	生ごみの水分に関しては、イベントで廃棄物減量等推進員と協働で水切りの啓発活動を行った。ホームページ、ごみ・資源収集カレンダーに生ごみの水切りの啓発を掲載した。 生ごみ減量化容器購入補助 EM容器 13基 コンポスト容器 15基 抗酸化バケツ 9基 計 37基 生ごみ集団回収団体数 34団体 登録世帯数 265世帯 回収量 20,530kg	
		47	フリーマーケットなどの内容等の充実	ごみ減量推進課		平成23年度は、震災の関係で市全体でのフリーマーケットの回数は減少したが、美住リサイクルショップでは、年3回実施した。参加者からのアンケート結果はおおむね良好であった。また、フリーマーケットの回数や新しいフリーマーケットの形として、美住リサイクルショップのフリースペースの利用などの検討を行った。 (H23フリーマーケット開催回数 6回市全体)	
ごみの推進処理の	資源循環の中核施設として、秋水園の整備が行われていること 埋立処分量のゼロを維持すること	48	中間処理施設の整備と適切な運営	施設課	896,810	平成22・23年度ごみ焼却施設延命化改修工事及びごみ焼却施設耐震補強工事を実施し、ごみ焼却施設を平成33年度まで延命化した。 平成24・25年度に実施予定のリサイクルセンター建設に向けて、発注仕様書の作成を行った。	A

○地域環境の保全①

1. 緑化の推進、良好な自然環境の保全・回復

分野	目標	NO.	施策	所管課	決算額 (千円)	23年度の施策推進状況	市評価
自然 の みどりの 保全	雑木林や丘陵地のみどりが保全されていること 損なわれたみどりが再生されていること 自然の植生と市街地の緑地とのネットワークが確保されていること	49	緑地保全基金の有効活用	みどりと環境課	302	緑地保全基金積立金(平成22年度末)540,244,370円 寄付金(平成23年度) 12,000円 利子分(平成23年度) 290,365円 取崩額(平成23年度) 0円 積立金合計額 540,546,735円	B
		50	八国山緑地、狭山緑地の保護強化	みどりと環境課		八国山緑地、狭山緑地ともに東京都が管理する緑地である。八国山緑地は緑の保全事業との連携を図り、他市町村との連絡会を開催。虫取りハイク・野鳥観察会を開催。	
		51	緑地保全地域の指定促進	みどりと環境課		緑地保全地域は将来に渡り緑地を保全するために、東京都が指定している緑地です。緑地保護区域については、固定資産税・都市計画税の減免、保存樹木については、枝落としの補助を行って保全を図っている。しかし、高齢により維持管理困難、相続、近隣トラブル等の関係で解除があるが、減免及び補助により解除件数を最小限に抑えられている。	
		52	宅地開発指導要綱等による開発時の緑化保全の指導	みどりと環境課		東村山市開発指導要綱ならびに東村山市緑の保護と育成に関する条例に基づき、緑化に努めるよう指導。宅地開発区域1000㎡以上は都条例、3000㎡以上は都条例及び都市計画法に基づく緑化を指導。	
		53	緑地保護区域の保全強化	みどりと環境課		緑地保護区域指定に伴う補助は、固定資産税の減免のみであり、土地所有者の高齢化・相続発生、近隣からの苦情・要望等も一つの要因となり、緑地保護区域として維持することが困難となる事例が発生している。 平成23年度 108,625㎡	
		54	樹林地の公有地化	みどりと環境課		都市計画緑地決定したせせらぎの郷多摩湖緑地の一部を公有地化	
		55	保存樹木の指定及び補助による保全	みどりと環境課	926	保存樹木指定状況:349本	
		56	保存生垣の指定促進	みどりと環境課	204	接道部の生垣設置に対する補助を行い、接道緑化への啓発を実施。 平成23年度 生垣設置補助:3件 34m	

○地域環境の保全②

1. 緑化の推進、良好な自然環境の保全・回復

分野	目標	NO.	施策	所管課	決算額 (千円)	23年度の施策推進状況	市評価
市街地のみどりの保全	市街地の街路樹が豊かにあること	57	道路沿道や公共施設の緑化推進	みどりと環境課	1,513	武蔵野線沿線他花壇に市民団体9団体による花の植栽実施(春2,750株・秋2,750株)	B
		58	生垣モデル地区の設定	みどりと環境課		平成18年度に都市計画決定した本町プロジェクト地区の地区計画によるもののみ。 新たな生垣モデル地区の設定は現在のところなし。	
		59	みどりの散歩道づくりの推進	みどりと環境課		東村山みどりのさんぽみち「あるぼ」を本庁舎1階情報コーナーにて紹介。	
		60	自然・文化・歴史資源を巡るみどりの散歩道作りの推進	みどりと環境課		東村山みどりのさんぽみち「あるぼ」を本庁舎1階情報コーナーにて紹介。	
		61	公共施設の緑化	みどりと環境課		公共施設を含め市街地の街路樹に対しては一定の管理は施しているが、大木・高木化により維持管理の難しさが発生している。今後、きちんとした対応を考えるには、樹木の維持管理ルール等の作成をし、しっかりとした予算配分をする必要がある。	
		62	事業所の緑化	みどりと環境課		開発指導要綱及び都条例(環境確保条例)に基づき、緑化指導を行っている。	
		63	住宅地内の緑化(生垣等造成費補助制度の推進等)	みどりと環境課	262	花の種・苗を配布することによる宅地内緑化推進 生垣設置補助:3件 34m	
みどり公園や水辺の保全	身近に憩える公園があること 自然な水辺が周辺の緑地とともにあること	64	環境に配慮した公園の整備と促進	みどりと環境課	6,000	平成22年度同様、環境に配慮し、北山公園内菖蒲田土壌改良工事を行った。	B

○地域環境の保全③

2. 農地の保全と育成

分野	目標	NO.	施策	所管課	決算額 (千円)	23年度の施策推進状況	市評価
地産地消の推進	農地が計画的に保全されるとともに、適切に管理されていること 生産基盤、環境資源として農地が保全されていること	65	農業振興計画の推進	産業振興課	261	東村山市第2次農業振興計画中の4つの重点事業の内の一つ、「地産地消の推進」(新たな市(いち)の開設、直売所の新設)に基づき、平成23年12月より、毎月第3日曜日、久米川駅北ロイイベント広場にて、朝市(マルシェ久米川)を開催し、市民が市内産農産物を手に入れるようにした。	B
		66	農業体験農園等の整備による農地の保全	産業振興課		特になし	
		67	緑地などを結ぶ散策道の整備の推進	みどりと環境課		現状、市の施策としては無いが、今後、農業体験農園、散歩道の整備を考える場を設けていく必要がある。	
		68	地場農産物の情報提供の充実	産業振興課		「東村山市農産物直売所めぐり散策まっぷ」を菖蒲まつり、産業まつりで配布する他、昨年12月より開設したマルシェ久米川でも来場した市民に配布し、情報提供に努めた。	
		69	地場農産物の学校給食への導入の拡大など地産地消の推進	学務課		「食育推進プラン」に基づく地産地消の考えに立ち、地場野菜を生産する農家の方々との連携や、学童農園の取組み等から、生産者が見える教育を学校で行なっている。農家の畑を借り受け栽培指導のもと、農業体験学習や生産農家見学、地場野菜栽培マップ作り等を積極的に行い、地域の農産物への関心や興味等、意識が高まる取組みを行なった。 平成23年度も9月に「じゃがいもの日」、11月に「キウイフルーツの日」を設け、小・中学校給食に地場野菜を提供。	
				産業振興課		23年度納入量(20,514.8kg)は、前年度(20,032.7kg)より482.1kg(約2.4%)増加した。 7月に「じゃがいもの日」、1月に「キウイフルーツの日」を設定し、全小学校に一斉にそれぞれを納入した。	
		70	減農薬、減化学・有機肥料の普及促進	産業振興課	3,412	生ごみを原料の一部とした堆肥の購入数は、1646袋で、昨年実績より32%減少した。牛糞堆肥は、5883袋で2.5%減少した。	
		71	農業体験学習の推進	産業振興課		7月に東村山7中の生徒20人が、野口町の農家にて、11月に東村山3中の生徒20人が久米川町の農家にて体験学習を行った。	
72	防災協力農地の拡大と情報提供の充実	防災安全課	83	災害協力農地周知のため、協力農地に案内看板を設置した。			

○地域環境の保全④

3. 水辺環境の整備、水循環の保全・回復

分野	目標	NO.	施策	所管課	決算額 (千円)	23年度の施策推進状況	市評価
水辺環境の整備	水辺は汚染がなく、緑地が豊富で、生物の良好な生息環境が保たれていること	73	多自然工法による護岸の導入	道路管理課		「野火止用水護岸補修工事」を実施した。 ※参考 予算 みどりと環境課 「野火止用水護岸補修工事実施設計委託料」 5,775千円 「野火止用水護岸補修工事」 13,504千円	B
		74	親水化(空堀川・北川・前川・出水川・柳瀬川・野火止用水)の推進	みどりと環境課		北山公園沿いの北側の親水施設及び自然護岸を維持している。 ※参考 現状で、親水的な所は、空堀川の浄水橋付近、北川の水道橋付近、野火止用水の土橋付近にあり、他河川はありません。	
		75	湧水の再生と周辺のみどりの保全	みどりと環境課		せせらぎの郷・多摩湖緑地において、今後の里山としての保全についてワークショップを開催し、市民を交え協議した。	
		76	水を育む里山の保全	みどりと環境課		里山の形態を持つ「せせらぎの郷多摩湖緑地」の保全・活用を推進	
水循環の保全・回復	水量の十分な河川、地下水が保たれていること 地表面の雨水浸透性が高いこと 河川は多自然型護岸が保たれていること	77	透水性舗装の採用	道路管理課		低騒音舗装と同様に道路の維持補修工事が主であるため、透水性舗装での道路改修工事は実施していない。しかし、当市全域の雨水管整備率は6.0%と低いことから、今後は可能な箇所から、透水性舗装を採用していきたいと考えている。	B
		78	雨水浸透ますの設置助成	下水道課	1,196	平成23年7月1日より、前川流域を雨水流出抑制重点地域に指定し、補助率等を拡大するよう、「東村山市雨水貯留・浸透施設等設置助成規則」の一部見直しを行った。(平成26年度までの時限) 市ホームページ及び市報でのPR活動 市指定下水道工事店を通じての助成制度活用をお願い	
		79	全市的な事業として雨水の貯留、浸透の推進	下水道課	1,196	東村山市宅地開発及び建築物の建築に関する指導要綱第3条第1項第2号に該当する事業に対し、総合治水の観点から、雨水浸透槽、浸透ます及び浸透トレncy設置の指導 雨水貯留・浸透施設等設置助成制度の活用の呼び掛け 平成23年7月1日より、前川流域を雨水流出抑制重点地域に指定し、補助率等を拡大するよう、「東村山市雨水貯留・浸透施設等設置助成規則」の一部見直しを行った。(平成26年度までの時限) 上記に合わせ、浸透施設設置不適地内に建物を構える個人に対し、雨水貯留槽の設置助成を開始	
	80	川の本来の浄化能力の回復	道路管理課		北川については、かっぱの会が河川浄化作用がある「よし・がま」の植物を植え管理している。春、秋にはかっぱの会が河川クリーンアップを行っており、空堀川も市・都・空堀川に清流を取り戻す会で、春、秋には河川クリーンアップを行っております。また、出水川を生かす会(平成17年3月発足)・関係住民とで河川のクリーンアップを行い河川管理を行っている。		

○地域環境の保全⑤

4. 生態系・生物多様性の保全

分野	目標	NO.	施策	所管課	決算額 (千円)	23年度の施策推進状況	市評価
動植物の生息生育環境の保護	野生生物の種の多様性や個体数がバランスよく豊富に存在していること 外来種が少なく、地域の固有種が守られていること	81	雑木林や水辺等の保全	みどりと環境課		「東村山市みどりの基本計画2011」に基づく推進・啓発	B
		82	みどりのネットワークの確保	みどりと環境課		「東村山市みどりの基本計画2011」に基づく推進・啓発	
		83	多様な生物の共生空間・生態系の保全、復元	みどりと環境課		「東村山市みどりの基本計画2011」に基づく推進・啓発	
		84	地域開発の監視	みどりと環境課		宅地開発で、1,000㎡未満は市条例、1,000㎡以上は都条例、3,000㎡以上は都市計画法及び都条例による指導を行っている。 ※参考 平成23年度開発行為事業地(敷地)面積別件数 ●宅地造成 1,000㎡未満 5件、1,000㎡以上3,000㎡未満 13件、3,000㎡以上 2件 (合計20件) ●建築物 1,000㎡未満 4件、1,000㎡以上3,000㎡未満 8件、3,000㎡以上 3件 (合計15件)	

○文化的環境の保全①

1. 地域の環境と調和した良好な都市景観の形成

分野	目標	NO.	施策	所管課	決算額 (千円)	23年度の施策推進状況	市評価
まちの美しさの形成	まちなみや建造物が自然や地域の環境と調和していること 地域の特性に応じたまちなみを形成すること	85	建築物又は工作物の形態又は意匠に関する指導	都市計画課		平成23年度に「地区計画の区域内における行為の届出に関する指導要領」に適用する行為の届出件数 32件 そのうち、要領第8条に規定する行為の適合通知を交付した件数 32件	A
		86	まちづくりのルール化の推進	都市計画課	3,518	事業中の都市計画道路の整備にあわせ、その後背地を含み、良好な住環境づくりの必要性や地区のルールづくりを周知するため、まちづくりニュースの発行等を実施した。今後、地区計画を設定して、建築物の新築・改築時には、周辺環境の保全等に配慮したしくみを作っていきたい。	
		87	地域住民の自主的なまちづくりの推進	都市計画課・まちづくり推進課	987	主に市内で活動されている建築士の専門家集団で組織されている、NPO法人 アーバンデザイン東村山会議に、「景観形成・保全推進事業」を委託し、東村山市50景選定までの事業計画を策定した。また、当団体が定期的に市役所で開催している「総合建築相談」を実施することにより、市民からの相談が多い耐震の窓口を担っていただいている。	
		88	ゆとりある住環境の形成	都市計画課		平成23年度に「東村山市宅地開発及び建築物の建築に関する要綱」に適用する宅地開発案件数 20件。そのうち、要綱27条に規定する一宅地当たりの最小宅地面積110㎡以上を確保した件数 17件	
		89	水とみどりのネットワークの整備	みどりと環境課		「東村山市みどりの基本計画2011」に基づく推進・啓発。	
		90	市民の協力による植栽、花壇の維持管理	みどりと環境課	1,513	武蔵野線沿線花壇等の植栽を地域住民とともに、春・秋年2回植栽実施。	
		まちの清潔さの保全	市街地にごみのポイ捨てがないこと 緑地や河川敷等に不法投棄がされていないこと	91	びん・缶・たばこ等のポイ捨て禁止の啓発及び制度の充実	みどりと環境課	
ごみ減量推進課	6,513					職員による市内巡回のほか、廃棄物減量等推進員や市民等からの通報により、ごみの回収・清掃等を行ない、ポイ捨てや不法投棄が特にひどい地区においては、警告・啓発の看板等を設置した。 小中学校等での出前授業において、市内美化の啓発を行なった。 ビン・缶等のポイ捨てを防止するべく、自動販売機脇の回収ボックス設置の拡大を働きかけた。 (自動販売機脇回収ボックス設置率 75.6%)	
92	ごみの不法投棄の取締り			ごみ減量推進課	6,513	職員による市内巡回のほか、廃棄物減量等推進員や市民からの不法投棄の通報に基づき、排出指導、廃棄物の回収等の処置を行った。 指導件数 155 不法投棄件数 296	

○文化的環境の保全②

2. 歴史的、文化的遺産の保全

分野	目標	NO.	施策	所管課	決算額 (千円)	23年度の施策推進状況	市評価
歴史的、 文化的遺産の保全	歴史的、文化的遺産である文化財等の調査研究・保護・活用がされていること 歴史的、文化的遺産と調和する周辺の環境が整備されていること 歴史的、文化的遺産が緑道などによりネットワークされていること	93	文化財の調査研究・保護・活用の推進	ふるさと歴史館	2,863	・貴重な歴史と伝統文化を紹介するため、歴史館での企画展や歴史館、たいけんの里での講演会、講座等の実施を行った。 【展示】収蔵品展「押絵羽子板」・パネル展「あんだって？文化財」・企画展「狭山丘陵からみた古代の東村山 瓦塔の建つ風景」・「なつかしい暮らしと道具たち」 【講演会】「イギリスのナショナルトラストと日本文化財保護」・「旧跡指定記念 東京陸軍少年通信兵学校と東村山」・「古代の東国と武蔵」 【体験事業・講座】「押絵づくり」・「羽子板づくり」・「東村山学(全3回)」・「親子でわらじづくり」・「しめ縄づくり」・「親子じょーもん土器教室」・「大人の縄文土器教室」等	B
		94	伝統文化の保護・継承の支援	ふるさと歴史館	1,354	東村山市祭囃子保存連合協議会及び野口雅楽振興会への補助金の交付、市民表彰の推薦等に取り組んだ。また季節ごとに年中行事の展示を実施し伝統文化の継承を推進した。	
		95	ボランティアの充実	ふるさと歴史館	2,217	22年と同様にボランティアの協力を得て、事業実施を行った。特に23年度は、平成24年度に向けたボランティア活動の充実に向け、準備として既存のボランティア活動の位置づけを明確にした。特にほっこりくめいのボランティア的側面を強化すべく、各グループの再編成を行った。	
		96	文化財指定の推進	ふるさと歴史館	1,354	新たな指定に向けての調査・検討を実施。	
		97	文化財保護制度の充実	ふるさと歴史館	1,354	現行の指定文化財制度上の指定に加え、新たな文化財保護の施策の検討を開始した。	
		98	文化財の情報発信の充実	ふるさと歴史館	2,863	ふるさと歴史館での展示・事業を実施した。また秋の文化財ウィーク時期には、市内の文化財公開を行い、情報発信に努めた。文化財案内として「めぐるっく」を刊行した。 【展示】収蔵品展「押絵羽子板」・パネル展「あんだって？文化財」・企画展「狭山丘陵からみた古代の東村山 瓦塔の建つ風景」・「なつかしい暮らしと道具たち」 【講演会】「イギリスのナショナルトラストと日本文化財保護」・「旧跡指定記念 東京陸軍少年通信兵学校と東村山」・「古代の東国と武蔵」 【体験事業・講座】「押絵づくり」・「羽子板づくり」・「東村山学(全3回)」・「親子でわらじづくり」・「しめ縄づくり」・「親子じょーもん土器教室」・「大人の縄文土器教室」等	
		99	文化財の周辺の環境の整備	みどりと環境課		文化財の周辺の自然環境などが、歴史的、文化的遺産と調和するように努める。ふるさと歴史館と連携をして、文化財周辺の緑・公園等の整備をしていく。	
		100	文化財を結ぶネットワークの充実	道路管理課		市道の拡幅改良事業は地権者の理解と多額の費用を要するため、現在は狭隘道路の拡幅改良工事を実施計画に基づき計画的に進めています。狭隘道路の拡幅改良事業を図ることで、施策の「文化財を結ぶネットワークの充実」のための「緑道や幹線道路の歩道等の整備」を推進しています。	